

## 『大量データの連携や利活用促す 設備投資に税制手当—経産省』

経済産業省は平成30年度税制改正にて、生産性向上特別措置法に基づく情報連携設備等の促進に係る税制「コネクテッド・インダストリーズ税制」を創設した。規模や業種を問わず幅広い企業を対象とし、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用によって生産性を向上させる取組について、必要となるシステムや設備の導入を支援するもの。主務大臣の認定を受けた革新的データ産業活用計画に基づいて行う設備投資に対し、税額控除3%（継続雇用者給与等支給額の増加率3%以上の場合は5%）、または特別償却30%の措置が行われる。計画の認定に際しては、1)データ連携・利活用に関する一定の取組であること、2)登録セキスペ等の専門家によるセキュリティ対策が講じられていること、3)投資年度の翌年度から3年間で労働生産性の年平均伸び率が2%以上、及び投資利益率が年平均15%以上の生産性向上目標がいずれも達成見込みであること、の3要件すべてを満たす必要がある。対象設備は、ソフトウェアとともに取得するデータ収集機器（センサー等）やデータ分析により自動化するロボット・工作機械、及びデータ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI等）で、最低投資合計額は5,000万円。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

## 『クレジットカード決済には注意！ 仕入税額控除は「ご利用明細」で』

飲食店や小売店などで法人のクレジットカードで支払うことは少なくないが、その際注意したいのは消費税の仕入税額控除を受けるための要件だ。周知のように、事業者が納める消費税は、本則課税の場合、その計算過程で課税売上にかかる消費税から仕入税額控除を行うが、そのためには要件を満たした書類の保存が必要となる。カード会社から送られてきた法人カードの請求明細書だけでは、この要件を満たしていないことになる。

それは、クレジット会社はそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類ではないから、消費税法第30条第9項に規定されている請求書等には該当しないからだ。

しかし、クレジットサービスを利用したときは、その利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が通常、「ご利用明細」等を発行しているケースが多い。

この「ご利用明細」等には、(1)その書類の作成者（課税資産の譲渡等を行った事業者）の氏名又は名称、(2)課税資産の譲渡等を行った年月日、(3)課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、(4)課税資産の譲渡等の対価の額、(5)その書類の交付を受ける事業者（自社）の氏名又は名称、が明瞭に記載されていることが一般的であり、そのような書類であれば、消費税法第30条第9項に規定する請求書等に該当することになる。